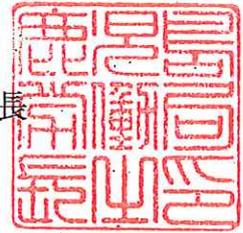




鹿労発基 0519 第 1 号  
令和 3 年 5 月 19 日

関係団体の長 殿

鹿児島労働局長



「チェスト！緊急ゼロ災運動」の実施について  
— 労働災害防止活動の取組強化に係る特別要請 —

日頃より労働行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、鹿児島県における労働災害による休業4日以上死傷者数（以下「死傷者数」という。）は長期的には減少しています。しかしながら、平成30年度を初年度とする第13次労働災害防止計画におけるこれまでの3年間の死傷者数は、初年度となる平成30年こそ目標を達成したものの、その後2年間は目標を達成することができず増加を続け、特に、令和2年の死傷者数は、対前年比90人（4.5%）増の2,100人となり、2年連続で2,000人を超え、2,100人を上回る水準で推移していた平成10年当時の死傷者数のレベルに迫る勢いとなっているところです。

これらの労働災害増加の背景には、新型コロナウイルス感染症対策というこれまで経験したことのない事業活動の変化やそれに伴う景気等の経済的要因による影響、人手不足が顕在化していることによる影響等も考えられるほか、コロナ禍で安全に対する意識が事業者、労働者ともに稀薄になってしまい、製造業及び小売業、社会福祉施設などの第三次産業を中心に、転倒災害が増加していること、さらには、70歳までの雇用継続措置の導入など高年齢労働者の雇用促進が進められる中、高年齢労働者に多い転倒災害の増加を後押ししている構図となっていることなども要因の一つと考えられます。

このように労働災害が急増している状況を踏まえ、今般、当局においては、急増する労働災害の発生に歯止めをかけ、減少に転じさせるため、緊急的かつ重点的な取組として、本年4月20日から12月31日までの期間を「鹿児島労働局労働災害防止対策（チェスト！緊急ゼロ災運動）実施期間」（以下「チェスト！緊急ゼロ災運動実施期間」という。）に定め、より一層の労働災害防止対策の強化を図ることとし、その実施事項を「鹿児島労働局労働災害防止対策「チェスト！緊急ゼロ災運動」実施要綱」（以下「実施要綱」という。）として別添のとおり定めました。

貴職におかれましては、チェスト！緊急ゼロ災運動実施期間の設定の趣旨に御理解をいただきますとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止にも十分に御配慮された上で、下記の事項を含めた実施要綱に定めた事項について、傘下会員への働きかけに御尽力賜りますよう、労働災害防止活動の取組強化を要請

いたします。

なお、実施期間に関する周知啓発用リーフレット等の資料を当局ホームページにも掲載していますので、傘下会員への働きかけの際に御活用ください。

## 記

- ①経営トップによる無災害を目指す「チェスト！緊急ゼロ災運動」の意思表明を実施すること。
- ②安全衛生管理体制等の整備・確立を図ること。
- ③「安全衛生活動の総点検」、「安全パトロール」を実施すること。
- ④「STOP！転倒災害プロジェクト」の取組促進を実施すること。  
(リーフレットに掲載のチェックリストを用いての自主点検の促進)
- ⑤「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」に（5月～9月）の取組促進を実施すること。
- ⑥高年齢労働者の労働災害防止対策（エイジフレンドリーガイドライン等に基づく対応）を実施すること。
- ⑦雇入れ時・作業変更時等安全衛生教育を実施すること。
- ⑧リスクアセスメントを実施すること。
- ⑨各業種、各作業形態に応じて策定された労働災害防止対策ガイドライン等の推進を図ること。

### 【担当課】

鹿児島労働局労働基準部健康安全課

〒892-8535

鹿児島市山下町 13-21 鹿児島合同庁舎 2階

TEL099-223-8279

Fax099-223-0575

# 鹿児島労働局労働災害防止対策

## 【チェスト！緊急ゼロ災運動】

— R3.4.20~R3.12.31 —

県内の労働災害による休業4日以上死傷者数が急増しています

○ 令和2年の労働災害による死傷者数【グラフ1、2】

死亡者数: 14人(前年比-1人、6.7%減少)

死傷者数: 2,100人(前年比+90人、4.5%増加)

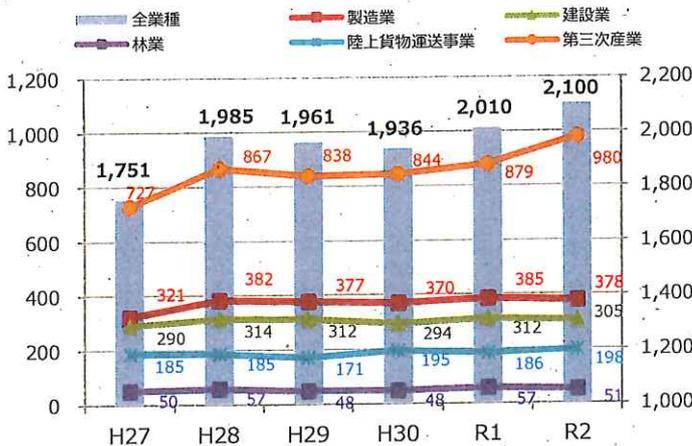
○ 転倒災害と墜落・転落災害で、全体の4割強を占める【グラフ3】

鹿児島労働局は、急増する労働災害の発生に歯止めをかけ、減少に転じさせることを目指し、「**鹿児島労働局労働災害防止対策(チェスト！緊急ゼロ災運動)**」を設定・展開し、県下の各事業場及び労働者並びに関係団体等に対し労働災害防止への取組の促進を働きかけ、一層の労働災害防止対策の強化を図ることとしています。

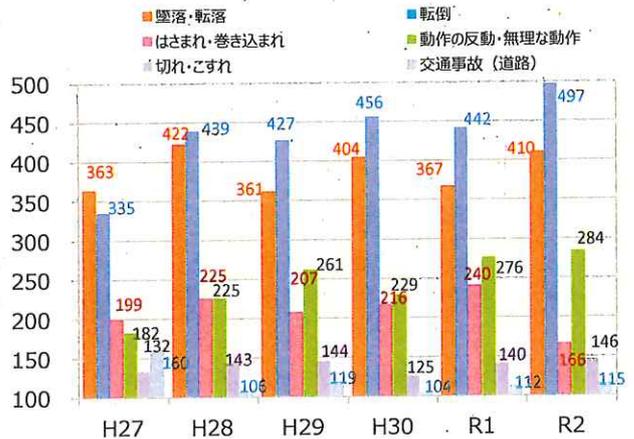
労使一体となって、労働災害のない安全・安心な職場の実現のための積極的な取組を一層推進しましょう(「チェスト！緊急ゼロ災運動実施要綱」(裏面参照))。

- ◇ 経営トップによる「安全パトロール」や「安全衛生活動の総点検」を実施しましょう。
- ◇ 職場における安全管理者・安全推進者等の選任など安全衛生管理体制等を整備・確立し、その職務を励行させましょう。
- ◇ 雇入れ時及び作業変更時の安全衛生教育を確実に実施しましょう。
- ◇ 転倒災害防止対策に取組みましょう。◇ クールワークで熱中症予防対策に取組みましょう。
- ◇ 高齢労働者に対する労働災害防止対策に取組みましょう。

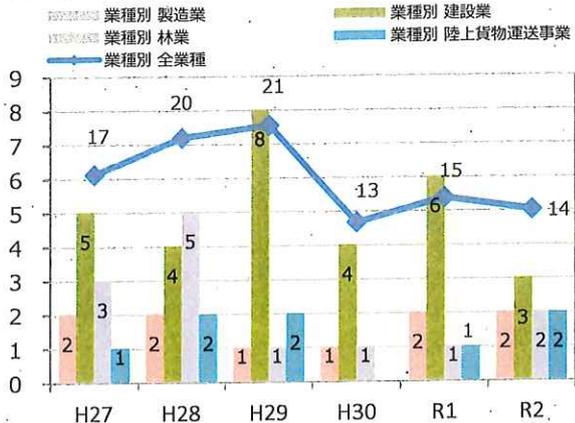
【グラフ1】 死傷者の推移(業種別・年別)



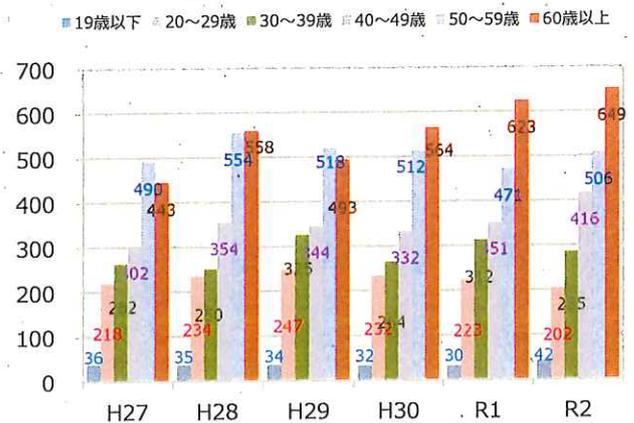
【グラフ3】 死傷災害発生状況(事故の型別・年別)



【グラフ2】 死亡災害発生状況(業種別・年別)



【グラフ4】 死傷災害発生状況(年齢別・年別)



# 鹿児島労働局労働災害防止対策(チェスト!緊急ゼロ災運動)実施要綱(抄)

## 1 趣 旨

鹿児島県における労働災害による休業4日以上之死傷者数は、長期的には減少しているものの、最少となった平成21年の1,615人を境に下げ止まりの感があり、最近はむしろ増加傾向にある。令和2年は2,100人と大幅に増加し、平成10年当時の2,106人に迫る水準となり極めて危機的な状況となっている。また、死亡者数は13次防の目標である毎年15人以下は何とか達成できているものの、下げ止まっているような状況である。

これらの増加の背景には、新型コロナウイルス感染症対策というこれまで経験したことのないような事業活動の変化やそれに伴う景気等の経済的要因による影響や人手不足が顕在化していることによる影響等も考えられるほか、コロナ禍で安全に対する意識が事業者、労働者ともに稀薄になってしまい、製造業及び小売業、社会福祉施設などの第三次産業を中心に、適切な防止対策がとられず転倒災害が増加していること、さらには70歳までの雇用継続措置の導入など高年齢労働者の雇用促進が進められる中、高年齢労働者に多い転倒災害の増加を後押ししている構図となっていることなども要因の一つと考えられる。

このような労働災害の急増を踏まえ、労働災害の発生に歯止めをかけ、減少に転じさせることを目指し、県下の各事業場及び労働者並びに関係団体等に対し労働災害防止対策への重点的な取組の促進を働きかけ、一層の労働災害防止対策の強化を特に図る。

## 2 実施期間

令和3年4月20日～令和3年12月31日

## 3 実施者

鹿児島労働局、労働基準監督署

## 4 実施事項(抄)

### 鹿児島労働局・労働基準監督署

- 労働災害防止団体、関係団体等に対する労働災害防止活動の取組強化に関する特別要請
- 建設現場パトロールの実施
- 第三次産業に属する事業場に対して、監督指導、個別指導、集団指導等の実施
- 食料品製造業・飲食店・小売業・社会福祉施設・医療保健業に対する緊急自主点検の実施
- 特に、高年齢労働者の転倒災害防止対策のとして、「ストップ!転倒災害プロジェクト(\*1)」の周知・啓発

#### (\*1) STOP! 転倒災害プロジェクト

滑り	つまずき	踏み外し
		
<p>&lt;主な原因&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・床が滑りやすい素材である。</li> <li>・床に水や油が飛散している。</li> <li>・ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。</li> </ul>	<p>&lt;主な原因&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・床の凹凸や段差がある。</li> <li>・床に荷物や商品などが放置されている。</li> </ul>	<p>&lt;主な原因&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。</li> </ul>

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください!  
「STOP! 転倒災害プロジェクト」

STOP! 転倒

### 災害防止団体・業界団体等・事業者

#### 【共通】

- 経営トップによる「安全パトロール」、「安全衛生活動の総点検」の実施
- 安全衛生管理体制等の整備・促進・職務励行
- 雇入れ時・作業変更時の安全衛生教育の実施
- ストップ! 転倒災害プロジェクトの取組促進
- 高年齢労働者対策
- 熱中症対策の実施

#### 【食料品製造業】

- 4S活動(\*2)の推進等による転倒、転落災害防止対策の推進
- 食品加工用機械等によるはさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ災害の防止対策の推進

#### 【建設業】

- 足場・梁、はしご・脚立などからの墜落・転落災害防止対策の推進、また、ハーネス型安全帯の普及促進
- 伐木作業・かかり木作業時の安全対策の推進

#### 【林業】

- 伐木作業・かかり木作業時の安全対策の推進、特に、合図、避難確認の徹底

#### 【社会福祉施設・医療保健業】

- 腰痛予防対策
- 4S活動の推進等による転倒、転落災害防止対策の推進

#### 【小売業】

- 4S活動の推進等による転倒、転落災害防止対策の推進

#### (\*2)

4Sとは「整理」「整頓」「清掃」「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが4S活動です。



鹿児島労働局健康安全課(R3.4月作成)

鹿兒島労働局労働災害防止対策  
「チェスト！緊急ゼロ災運動」実施要綱  
— 鹿兒島労働局 —

## 1 趣旨

鹿兒島県における労働災害による休業4日以上死傷者数は、長期的には減少しているものの、最少となった平成21年の1,615人を境に下げ止まりの感があり、最近はやむを得ず増加傾向にあり、令和2年は2,100人と大幅に増加し、平成10年当時の2,106人に迫る水準となり極めて危機的な状況となっている。また、労働災害による死亡者数は、13次防の目標である毎年15人以下は何とか達成できているものの、下げ止まっているような状況である。

これらの労働災害の増加の背景には、新型コロナウイルス感染症対策というこれまで経験したことのない事業活動の変化やそれに伴う景気等の経済的要因による影響や人手不足が顕在化していることによる影響等も考えられるほか、コロナ禍で安全に対する意識が事業者、労働者ともに稀薄になってしまい、製造業及び小売業、社会福祉施設などの第三次産業を中心に、適切な防止対策がとられず転倒災害が増加していること、さらには、70歳までの雇用継続措置の導入など高年齢労働者の雇用促進が進められる中、高年齢労働者に多い転倒災害の増加を後押ししている構図となっていることなども要因の一つと考えられる。

このように労働災害発生が急増している状況を踏まえ、労働災害の発生に歯止めをかけ、減少に転じさせることを目的とし、鹿兒島労働局の労働災害防止対策として、各事業場において無災害を目指すための「チェスト！緊急ゼロ災運動」を展開し、県下の各事業場並びに関係団体等と連携し、労働災害防止対策への重点的な取組の促進を広く働きかけ、特に高年齢労働者対策等を始めとする一層の労働災害防止対策の強化を図るものである。

## 2 「チェスト！緊急ゼロ災運動」の実施期間

令和3年4月20日から令和3年12月31日まで

## 3 実施者

鹿兒島労働局、各労働基準監督署

## 4 実施事項

### (1) 鹿兒島労働局

- ① 「チェスト！緊急ゼロ災運動」の労働災害防止団体、関係業界団体等への周知
- ② 各労働災害防止団体、主要な経営者団体をはじめ関係業界団体等及び公共建設工事発注機関等に対し、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の徹底も含め労働災害防止活動の取組強化に関する特別要請の実施
- ③ 国・県・市等の関係行政機関との連携の促進
- ④ 鹿兒島労働局幹部等による建設工事現場パトロール等の重点的実施（6月～11月）
- ⑤ 「STOP！転倒災害プロジェクト」の周知及び重点的取組の促進

- ⑥ 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（5月～9月）の周知及び取組の促進
- ⑦ 社会福祉施設等第三次産業に属する事業場に対する集団指導等の実施  
社会福祉施設等第三次産業に属する事業場に対し、「転倒」災害及び「動作の反動・無理な動作」による腰痛災害等の防止対策の取組促進のほか、雇入れ時の安全衛生教育の実施の徹底、安全衛生管理体制の確立等に重点をおいた労働災害防止に関する集団指導の重点的な実施、安全衛生教育資料・自主点検用チェックリスト等局ホームページへの掲載による各種情報の提供
- ⑧ 製造業（機械器具製造業）、建設業、道路貨物運送業、林業、医療保健業及び社会福祉施設において、労働災害発生事業場に対する緊急自主点検の実施
- ⑨ 多店舗を展開する企業等に対し「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の周知及び重点的取組の推進
- ⑩ 高年齢労働者の転倒災害等の防止対策の取組促進（エイジフレンドリーガイドラインの周知等も含む）のほか、局ホームページへの掲載による各種情報の提供
- ⑪ 臨時労働基準監督署長会議を開催し、労働災害防止のための取組を指示

## （2）労働基準監督署

- ① 「チェスト！緊急ゼロ災運動」の事業場、関係業界団体等への周知及び取組促進
- ② 「STOP！転倒災害プロジェクト」の周知及び重点的取組の促進
- ③ 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（5月～9月）の周知及び取組の促進
- ④ 特に第三次産業を重点とした災害多発業種あるいは災害発生事業場を対象とした監督指導、個別指導、集団指導等の実施
- ⑤ 建設工事現場パトロール等の実施等
- ⑥ 労働災害防災団体、関係業界団体等と協同した説明会・集団指導や合同パトロールの実施

## （3）－1 労働災害防災団体、関係業界団体等に実施を求める事項

- ① 「チェスト！緊急ゼロ災運動」の傘下会員事業場等への周知及び取組促進
- ② 安全衛生対策に関する資料等の広報・啓発の実施
- ③ 安全パトロール等の実施
- ④ 安全衛生に係る講習会・説明会等の実施
- ⑤ 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の周知及び取組の促進
- ⑥ 「STOP！転倒災害プロジェクト」の周知及び取組促進
- ⑦ 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（5月～9月）の周知及び取組の促進
- ⑧ 全国安全週間、全国労働衛生週間及びその準備期間中に相応しい行事等の実施
- ⑨ チェスト！緊急ゼロ災運動期間中における各団体独自の取組等の実施

## （3）－2 経済団体等に実施を求める事項

- ① 「チェスト！緊急ゼロ災運動」の傘下会員事業場等への周知及び取組促進
- ② 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の周知及び取組の促進

- ③ 「STOP！転倒災害プロジェクト」の周知及び取組促進
- ④ 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（5月～9月）の周知及び取組の促進
- ⑤ 全国安全週間、全国労働衛生週間及びその準備期間中に相応しい行事等の実施
- ⑥ チェスト！緊急ゼロ災運動期間中における各団体独自の取組等の実施

#### (4) 各事業場等に求める取組内容

##### ① 全業種共通

- ア 経営トップによる無災害を目指す「チェスト！緊急ゼロ災運動」の意思表示
- イ 安全衛生管理体制等の整備・確立
- ウ 「安全衛生活動の総点検」、「安全パトロール」の実施
- エ 「STOP！転倒災害プロジェクト」の取組促進（リーフレットに掲載のチェックリストを用いての自主点検の促進）
- オ 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（5月～9月）の取組の促進
- カ 高年齢労働者の労働災害防止対策（エイジフレンドリーガイドライン等に基づく対応）の実施
- キ 雇入れ時・作業変更時等安全衛生教育の実施
- ク リスクアセスメントの実施
- ケ 各業種、各作業形態に応じて策定された労働災害防止対策ガイドライン等の推進

- ② 労働災害の増加傾向にある次の業種を特定業種とし、取組内容については別添のとおりとし、それに基づき取組を推進する。

【機械器具製造業】、【建設業】、【陸上貨物運送事業】

【林業】、【医療保健業・社会福祉施設】

### 【機械器具製造業】

機械器具製造業では、通路における転倒災害、機械によるはさまれ等の災害が多いことから、以下の対策について取組を行うこと。

#### 1 安全衛生教育の実施（雇入れ時の教育を含む）

新規採用労働者、未熟練労働者、派遣労働者等に対し、次の項目も含めた安全衛生教育を実施すること。

- ・職場には危険が内在すること。
- ・つまづくかもしれない、物が倒れてくるかもしれない、機械に手を巻き込まれるかもしれない等危険の可能性のある「～かもしれない」の意識を持たせること。
- ・作業手順を励行させること。
- ・4 S活動、ヒヤリ・ハット活動、危険予知活動（KYT）を励行させること。
- ・「危険の見える化」を推進すること。

#### 2 4 S（整理・整頓・清潔・清掃）活動の推進等による転倒、転落災害の防止対策の推進

- ① 床の水たまりや氷・油は放置せず、その都度除去すること。（吸収マットの使用も検討すること。）
- ② 通路、階段、出入り口に物を放置させないこと。
- ③ 確認してから次の動作に移ること、走らないことを徹底させること。
- ④ 脚立、踏み台、はしごは安定した場所で使用し、天板（最上段）を使用しないことや開き止めを必ず掛ける等正しい方法で使用させること。

#### 3 本質的な安全確保対策の推進

- ① 床面、通路は、くぼみや段差の無い滑りにくい構造とすること。
- ② 階段には、滑り止めや手すりを設けること。
- ③ 倉庫などの高所の床の端には、手すりや柵を設けること。

#### 4 各種機械設備によるはさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ災害の防止対策の推進

- ① 機械設備の安全装置等の適正化を図ること。
- ② 作業標準を作成し、その内容を周知すること。
- ③ 機械設備の掃除・修理の際は、機械設備を停止させるとともに、他の労働者が起動させないよう表示等を行うこと。

## 【建設業】

建設業においては、相変わらず従来型の墜落・転落災害が多発していることや伐木作業時の死亡災害が発生していること等を踏まえ、足場等からの墜落・転落防止措置の徹底、伐木作業時の安全確保に万全を期すこと。

### 1 安全衛生教育の実施（新規入場者教育を含む）

新規入場労働者、未熟練労働者等に対し、次の項目も含めた安全衛生教育を実施すること。

- ・現場内には危険が内在すること。
- ・墜落するかもしれない、物が落ちてくるかもしれない、重機に接触するかもしれない等危険の可能性のある「～かもしれない」の意識を持たせること。
- ・作業手順を励行させること。
- ・4S活動、ヒヤリ・ハット活動、危険予知活動（KYT）を励行させること。
- ・「危険の見える化」を推進すること。

### 2 足場等の高所作業

- ① 高さが2m以上の箇所で作業を行う場合において、足場を組み立てる等の方法により作業床を設けること。なお、作業床の設置が困難な場合は、防網の設置、墜落制止用器具の使用等労働者の墜落による危険を防止するための措置を確実に講じること。フルハーネス型墜落制止用器具の使用については、改正安衛則を踏まえた「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」に基づく措置を講じること。
- ② 足場を設置する場合には、手すり先行専用型足場を設置すること等により墜落防止措置及び物体の落下防止措置を講じること。
- ③ 高さが5m以上の構造の足場の組立て等作業を行う場合は、足場の組立て等作業主任者を選任し（足場の高さが5m未満の場合には、作業を指揮する者を指名）、労働者の墜落による危険を防止するための措置を講じること。

### 3 用具（移動はしご、脚立等）を用いての作業

- ① 移動はしごは、丈夫な構造で著しい損傷等がないものを使用し、滑り止め装置の取り付け等転移を防止する必要な措置を講じること。
- ② 脚立は、丈夫な構造で著しい損傷等がないものを安定した場所で使用し、天板（最上段）を使用しないことや開き止めを必ず掛ける等正しい方法で使用させること。
- ③ 足場受台の足場板は3点以上で支持し、足場板を固定すること。この際、足場板の高さは2m未満とすること。

### 4 車両系建設機械を用いての作業

- ① 車両系建設機械を用いて作業を行う際は、あらかじめ作業計画を立て、関係労働者に周知すること。
- ② 車両系建設機械の稼働範囲内に労働者を立ち入らせないこと。（誘導者を配置した

ときはこの限りではない。)

- ③ 車両系建設機械を主たる用途以外に使用しないこと。(クレーン機能の付いていない機械での荷のつり上げ作業等を行わないこと。)
- ④ 作業開始前点検、月次の定期自主検査、年次の特定自主検査を確実に行うこと。
- ⑤ 有資格者による運転を厳守すること。

## 5 伐木作業

- ① 伐倒方向について、伐倒する立木の状況、隣接木の状況、地形、伐倒後の作業方法等を考慮して、最も安全に倒せる方向を選定すること。
- ② 伐倒の際に退避する場所をあらかじめ選定し、避難場所の選定は次によること。
  - a 原則として、伐倒方向の反対側の斜面上方とすること。ただし、緩斜地等において上向きに伐倒する場合は、横方向とすること。
  - b 原則として、伐倒予定木から3m以上離れていること。
  - c 伐倒による枝等の飛来落下に対して安全な場所(例えば、立木のかげ等)であること。
- ③ 伐倒に際しては、あらかじめ、かん木、枝条、つる、浮石等で作業に危険を生ずるおそれがあるものを取り除くこと。特に、かかり木となる可能性のある伐倒予定木の枝及び隣接木の枝については、切り落としておくこと。  
かかり木処理については、「かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン」を周知し、ガイドラインに示された作業を徹底すること。
- ④ 伐倒について、一定の合図を定め、関係労働者に周知すること。また、伐倒する際は、必ず合図を行うこと。
- ⑤ チェーンソーによる伐木等については、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」を周知し、ガイドラインに示された作業を徹底すること。

## 6 車両系木材伐出機械を用いての作業

- ① 車両系木材伐出機械は、特別の教育を修了した者に運転させること。
- ② 車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、あらかじめ作業計画を定め、その作業計画により作業を進めること。
- ③ 車両系木材伐出機械を主たる用途以外の用途に使用しないこと。
- ④ 車両系木材伐出機械を用いて、単独で作業を行う際の死亡災害も発生していることから、可能な限り複数人での作業を行うこと。複数人での作業が困難な場合は、定期的な巡回や連絡を取ること。

## 【陸上貨物運送事業】

陸上貨物運送事業においては、相変わらず従来型の墜落・転落災害が多発していることや交通労働災害による死亡災害も発生していること等を踏まえ、高所等からの墜落・転落防止措置の徹底、交通労働災害の防止に万全を期すこと。

### 1 安全衛生教育の実施（雇入れ時の教育を含む）

新規採用労働者、高齢労働者等に対し、次の項目も含めた安全衛生教育を実施すること。

- ・作業に際しては絶えず危険が内在することの認識の共有を図ること。
- ・交通労働災害のみならず、つまづいて転倒するかもしれない、高所から落ちるかもしれない等危険の可能性のある「～かもしれない」の意識を持たせること。
- ・作業における基本動作を励行させること。
- ・4S活動、ヒヤリ・ハット活動、危険予知活動（KYT）を励行させること。
- ・「危険の見える化」を推進すること。

### 2 荷役作業のガイドラインに基づく対応の徹底

- ① 荷主・元請事業者等へ必要に応じて労働災害防止のための適切な配慮等要請を行わせること。
- ② 陸上貨物運送事業労働災害防止協会（以下、「陸災防」という。）が補助事業として実施している講習機会等の積極的活用促進を図ること。

### 3 交通労働災害防止のためのガイドラインに基づく対応の徹底

- ① 交通労働災害の防止ための管理体制等を整備すること。
- ② 適正な労働時間等の管理、走行管理を実施すること。
- ③ 交通安全情報マップを作成するなどにより、交通労働災害防止に対する意識の高揚を図ること。
- ④ 健康診断、心身両面にわたる健康の保持増進、運転時の疲労回復などの健康管理を徹底すること。

### 4 その他

- ① 異常気象等の際の措置について、あらかじめ対応方針等を明確にしておくこと。
- ② 自動車の点検を励行すること。
- ③ 自動車に装備する安全装置等の積極的に導入を検討すること。

## 【林業】

林業においては、従来型の伐倒木等による激突災害が増加していることや伐木作業時の死亡災害が発生していること等を踏まえ、伐木作業時の安全確保に万全を期すこと。

### 1 安全衛生教育の実施（新規入場者教育を含む）

新規入場労働者、未熟練労働者等に対し、次の項目も含めた安全衛生教育を実施すること。

- ・現場内には危険が内在すること。
- ・伐倒木、玉切り材等に当たるかもしれない、斜面から転がり落ちるかもしれない、車両木材伐出機械運転中に事故を起こすかもしれない等危険の可能性のある「～かもしれない」の意識を持たせること。
- ・作業手順を励行させること。
- ・4S活動、ヒヤリ・ハット活動、危険予知活動（KYT）を励行させること。
- ・「危険の見える化」を推進すること。

### 2 基本的事項

- ① 保護具を着用させること。
- ② 伐倒木、玉切り材等が転落し、又は滑ることにより危険を生ずるおそれがあるところには、労働者を立ち入らせないこと。  
特に、伐倒木の想定外の反動やつる等による伐倒方向の変化等を見据えた上で、危険を生ずるおそれがあるところを定めること。
- ③ 急斜面における作業又は雨等により、滑りやすい場所における作業については、滑り止め金具等の使用を徹底させること。
- ④ 伐木又は造材の作業により、危険が生ずるおそれがある通路、排出路等の近くには、危険区域を示す標識を設置すること。

### 3 伐木作業

- ① 伐倒方向について、伐倒する立木の状況、隣接木の状況、地形、伐倒後の作業方法等を考慮して、最も安全に倒せる方向を選定すること。
- ② 伐倒の際に退避する場所を、あらかじめ、選定しておくこと。  
避難場所の選定は次によること。
  - a 原則として、伐倒方向の反対側の斜面上方とすること。ただし、緩斜地等において上向きに伐倒する場合は、横方向とすること。
  - b 原則として、伐倒予定木から3m以上離れていること。
  - c 伐倒による枝等の飛来落下に対して安全な場所（例えば、立木のかげ等）であること。
- ③ 伐倒について、一定の合図を定め、関係労働者に周知すること。また、伐倒する際は、必ず合図を行うこと。
- ④ 伐倒に際しては、あらかじめ、かん木、枝条、つる、浮石等で作業に危険を生ずる

おそれがあるものを取り除くこと。特に、かかり木となる可能性のある伐倒予定木の枝及び隣接木の枝については、あらかじめ切り落としておくこと。

- ⑤ 胸高直径 20 cm以上の立木には、根張りを除いた伐根直径（受け口を通る樹幹の下部断面における平均直径）の4分の1以上の深さの受け口をつくること。
- ⑥ 受け口の角度については、30度以上とし、また、追い口の高さについては、受け口の底面から3cm以上で、かつ、受け口の高さの3分の2程度とすること。
- ⑦ 伐倒に際しては、原則として、2個以上のくさびを使用すること。
- ⑧ 伐倒について、一定の合図を定め、関係労働者に周知すること。また、伐倒の際は、必ず合図を行うこと。
- ⑨ チェーンソーによる伐木等については、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」を周知し、ガイドラインに示された作業を徹底すること。

#### 4 かかり木作業

- ① チルホール等のけん引具とワイヤロープを用い、かかり木から離れて作業を行うこと。
- ② けん引具とワイヤロープを用いてのかかり木処理は次によること。
  - a かかり木の「つる」を切り取ること。
  - b ワイヤロープをかかり木の元口部にフックを用いて巻きつけること。
  - c かかり木とけん引具との間に、必ずガイドブロックを入れること。
  - d けん引具を操作し、ゆっくりと引っ張ること。なお、かかり木が外れ始めたら、速やかに安全な場所に退避すること。
- ③ かかられている木の伐倒、隣接の立木を伐倒し、かかり木に当てる投げ倒し（浴びせ倒し）、かかっている木の元玉切り、かかっている木の肩担ぎ、かかり木の枝切り等は、絶対に行わないこと。
- ④ かかり木は、放置せず、早期に処理すること。やむを得ず、かかり木場所から離れる場合には、他の労働者が誤って近づかないよう、標識等の掲示、縄張り等の措置を講ずること。
- ⑤ かかり木処理については、「かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン」を周知し、ガイドラインに示された作業を徹底すること。

#### 5 車両系木材伐出機械を用いての作業

- ① 車両系木材伐出機械は、特別の教育を修了した者に運転させること。
- ② 車両系木材伐出機械を用いて作業を行うときは、あらかじめ作業計画を定め、その作業計画により作業を進めること。
- ③ 車両系木材伐出機械を主たる用途以外の用途に使用しないこと。
- ④ 車両系木材伐出機械を用いて、単独で作業を行う際の死亡災害も発生していることから、可能な限り複数人での作業を行うこと。複数人での作業が困難な場合は、定期的な巡回や連絡を取ること。

## 【医療保健業・社会福祉施設】

医療保健業・社会福祉施設においては、転倒災害、腰痛が増加していることから、以下の対策について取組を行うこと。

### 1 安全衛生教育（雇入れ時の教育を含む）の実施

新規採用労働者、未熟練労働者等に対し、次の項目も含めた安全衛生教育を実施すること。

- ・職場には危険が内在すること。
- ・つまづくかもしれない、脚立から落ちるかもしれない等危険の可能性のある「～かもしれない」の意識を持たせること。
- ・作業手順を励行させること。
- ・4S活動、ヒヤリ・ハット活動、危険予知活動（KYT）を励行させること。
- ・「危険の見える化」を推進すること。

### 2 転倒災害防止対策の推進

4S（整理・整頓・清潔・清掃）活動を推進するとともに、次の事項に留意して職場改善を図ること。

- ① 通路、床の水たまりは放置せず、その都度除去すること。（吸収マットの使用も検討すること。）
- ② 通路、階段、出入り口に物を放置しないこと。
- ③ 確認してから次の動作に移ること、走らないことを徹底させること。
- ④ 脚立、踏み台、はしごは安定した場所で使用し、天板（最上段）を使用しないことや開き止めを必ず掛ける等正しい方法で使用させること。
- ⑤ 床面、通路は、くぼみや段差の無い滑りにくい構造とすること。
- ⑥ 階段には、滑り止めや手すりを設けること。
- ⑦ 施設管理者は、上記の通路の状態等について、定期的に巡回・確認を行うこと。

### 3 腰痛予防対策の推進

#### ① 作業標準の作成

使用する機器・設備、作業方法等実態に即した作業標準を作成させること。利用者（患者）の身体の状態別、作業の種類別の作業手順、職員の役割分担や時間管理、作業場所を明確にさせること。

#### ② 職員の適正配置

特定の職員に腰部負担の大きい業務が集中しないように配慮するとともに、作業量に見合った適切な人員を配置させること。

#### ③ 施設及び設備の構造等の改善

適切な看護・介護設備、スライディングシート等福祉機器の導入及び看護・介護に関連した業務を行うための設備のほか、看護・介護中に利用できる背もたれのある椅子等や、利用に便利な休憩設備等を整えさせること。

#### ④ 必要に応じて、腰部保護ベルトや腹帯などを使用させること。